

(4) 新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の延長

住宅取得者の初期負担を軽減して、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上を図るため、以下の特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：120㎡相当部分につき

- ・新築住宅 3年間 税額の1/2を減額
- ・新築中高層耐火建築物 5年間 税額の1/2を減額

(5) 特定優良賃貸住宅建設促進税制の延長

中堅所得者等に対する良質な賃貸住宅の供給を促進し、賃貸住宅に居住する中堅所得者等の居住水準の向上を図るため、以下の特例措置の適用期限を延長する。

○所得税・法人税：割増償却 5年間32%

(耐用年数35年以上のものは44%)

○固定資産税：120㎡相当部分につき5年間税額の2/3を減額

※特定優良賃貸住宅：「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき建設される賃貸住宅

(6) 都心共同住宅に関する割増償却制度の延長

大都市の都心部における居住機能を回復し、職住近接による豊かな都心生活の実現を図るため、大都市法第2条第5号の区域(23区、大阪市、名古屋市の旧市街地の重点供給地域)における一定の賃貸住宅について、以下の特例措置の適用期限を延長する。

○所得税・法人税：割増償却 5年間32%

(耐用年数35年以上のものは44%)

※大都市法：「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」